

居宅療養管理指導重要事項説明書

1. 指 定 事 業 所 名 指定居宅療養管理指導事業所・指定介護予防居宅療養管理指導事業所
医療法人 小野医院

2. 指定事業所番号 3 3 1 0 1 1 5 0 8 8

3. 事 業 所 所 在 地 岡山県岡山市南区平福 2-1-5

4. 電 話 番 号 0 8 6 - 2 6 2 - 1 1 2 7

5. 運 営 方 針

- (1) 要支援・要介護状態等にある利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、医師が訪問して病状、心身の状況、置かれている環境等を把握し、居宅介護支援事業者等（ケアマネジャー）に居宅サービス計画等の作成に必要な情報を提供するとともに、利用者または家族の方に療養上の管理・指導・助言等を行います。

6. 指定居宅療養管理指導・指定介護予防指定居宅療養管理指導の内容

- (1) 要支援者・要介護者または家族からの介護全般に関する相談等。
(2) 居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）等への、居宅サービス計画の作成等に必要な情報の提供。
(3) 要支援者・要介護者または家族への、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導・助言。
(4) その他、療養生活向上のための指導・助言等。

7. 従 事 者 医師 院長小野智毅

8. 営業日及び営業時間

- (1) 月・火・水・金・土曜日 9：00～12：00 15：00～18：00
※祝日を除く。

9. 利 用 料

- (1) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行った場合、薬料や注射料、処置料、診察料、訪問診療料といった医療保険にかかる費用とは別に、1月に2回を上限とし介護保険の負担割合により利用料を徴収させていただきます。
なお、生活保護等公費受給者証をお持ちの方は公費制度により負担金が補助されることもあります。

10. 苦 情 処 理

- (1) 介護サービス等全般にかかるご質問やご要望、苦情等ございましたら、受付までお申し出下さい。苦情対応責任者は院長です。また、苦情内容によっては市町村窓口または国保連合会をご紹介する等対応させていただきます。

11. 守 秘 義 務

- (1) 医師には利用者の守秘義務があり、個人情報 は 外部に漏らしません。ただし、居宅療養管理指導は利用者が介護保険サービスを安心して受けていただくために、サービス担当者会議等において、ケアマネジャーや他のサービス事業者の担当者に必要な情報を提供します。介護保険の居宅サービスを受けておられない場合は、この限りではありません。

12. その他運営に関する重要事項

- (1) 健康保険法、介護保険法等を遵守し、業務を行います。
(2) 諸般の事情により指導に困難が生じた場合は、連携医療機関を紹介する等、必要な対応を行います。